

# 「#balancetonporc 豚野郎を密告せよ」： フランスの「#Me too運動」

藤田 友尚 教授 (経済学部)

フランスでは、アリッサ・ミラノから2日遅れてジャーナリストのサンドラ・ミュレルが、「#Me too」のフランス語版ともいべきアカウント「#balancetonporc (豚野郎を密告せよ)」を立ち上げた。過激なハッシュタグが話題となり、反響は大きく、立ち上げ早々に33万件以上のメッセージが飛び交ったという。

しかし、SNSによるこのようなセクハラ加害者の告発は、フランスではいささか他国とは異なる反応を引き起こした。2018年1月9日の「ル・モンド*Le Monde*」紙に、様々な分野の100名の共同署名とこう形式で、「#Me too運動」への行き過ぎを疑問視する文が掲載されたのだ。書き出しから、「レイプは罪である。しかし、ギャラントリー<sup>1)</sup>は男尊女卑による攻撃ではないし、執拗だったり、不器用だったりする口説きは犯罪ではない」と言い放つ。「豚野郎(セクハラ加害者)」を刑務所に送りこむことに熱をあげたところで女性の解放には至らない、この運動の「厳格主義」一辺倒には賛成できない、それが共同署名した人たちの主張だった。

私はこの共同署名の文に、まずフランスの伝統的な恋愛観に基づく男女関係を見る。事実、この共同署名の起草者は芸術的創造に自由が必要であるのと同様に、性的解放にも「言い寄る自由」が不可欠であると言う。セクハラ問題が文化創造とアナロジックな関係で捉えられている。そのためにバルテュスやシーレ、ポランスキーなどの文化人を引き合いに出しながら論陣を張る。

さらに、SNSという手段の危うさも問題視する。真偽の疑わしい情報がSNSによって拡散し、それによって誘導される大衆運動は本物の社会改革につながるのか、という懸念である。起草者の一人カトリーヌ・ミレは、「ロプス*L'Obs*」誌の対談の中で、フランス革命期の1789年と1793年という象徴的な年を持ち出しながら、革命の当初の理想は、大衆が過激になることで本来の意味が見失われ取捨がつかなくなっていた<sup>2)</sup>、と歴史的経験に基づいて注意をよびかける。SNSで加害者を名指しにし、反論の余地も与えず情報のみが拡散していく<sup>3)</sup>、そのようなコントロール不能な大衆の暴走が今後起きないとも限らないからだ。

確かに、共同署名文の起草者たちが言うように「#Me too運動」には意見の多様性が大切であろう。しかし、歴史的経験からの反省や文化的背景の根深さへの言及は、フランス社会におけるセクハラ問題の現状からすると的外れな議論だ。

2018年2月、Ipsosが職場におけるセクハラの実態調査の結果を公表した。それによると、18歳から64歳までの女性就労者の3人に1人(32%)が、法的に定義された意味でセクハラ行為の被害を被ったことがあると答えている。しかしこの同じ調査で、セクハラ状況に直面したと「感じたこと」があるかどうかという間に對しては、そういう状況を「感じたこと」があると答えた女性は22%にすぎない。つまり、主観的な印象という点では、かなり多くの女性がセクハラを意識していない現状が浮き彫りにさ

れている。Hopの主任分析官が指摘するように、フランス人女性のセクハラへの認識は低い。フランス語版「#Me too運動」の背景には、こうしたセクハラ問題への関心の低さに苛立ちを感じている人が多くいることを物語っている。

フランスは世界に先駆けて「人権宣言」を採択し、それを近代国家樹立のための基本精神に据えた。また、オランブ・ド・グージュ<sup>6</sup>を生んだ国でもある。グージュは、女性も男性も政治・社会参加への覚悟がなければ変革は難しいと考えていた。フランスの「#Me too運動」が個人の密告というレベルを超え、社会変革にまで及ぶ成熟した国民的運動となるか、今後の展開が注目される。

[1] キャラントリイ (galanterie: 女性名詞) : 歴史的・文化的な含みをもった語で、女性に不快な思いをさせることなく男性が言い寄る態度を言う。宮廷の伝統的作法が背景にあり、女と男の恋愛ゲーム的な側面がある。単に女性を口説くという意味とは違う。

[2] バルテュス (Balthus, 本名Balthasar Michel Klossowski de Rola, 1908-2001) : フランスの画家。シーレ (Egon Schiele, 1890-1918) : オーストリアの画家。ポランスキー (Roman Polanski, 1933-) : ポーランド出身の映画監督。  
[3] カトリーヌ・ミレ (Catherine Millet) : 作家で美術評論家。

[4] *L'Obs*, « Débats: Catherine Millet face à Ovide », No.2777, 2018年1月25日 ~ 31日。

[5] <https://www.ifop.com/publication/les-francaises-face-au-harcèlement-sexuel-au-travail-entre-meconnaissance-et-resignation>。今回のHopの調査では、法的な指標に照らし合わせてセクハラと認定できるケースを調査している。これまでの調査では主観的なセクハラとの区別が明確ではなかったが、今回、それが是正されている。

[6] オランブ・ド・グージュ (Olympe de Gouges, 1748-1793) : フランス革命期、女性の権利が男性と同等でないことを糾弾し、「女性および女性市民の権利宣言」を発表。第10条にある「女性は処刑台に上る権利を有している。それゆえに、女性は同様に演壇に登る権利も有しているはずである」という文言は有名。1793年にギロチンで処刑。